後期高齢者医療制度 ~お知らせと郡上市の現状~

保険証の交付

後期高齢者医療の保険証は、郡上市に住所を有する75歳 以上の人と、一定の障がいがある65歳から74歳の人で広域 連合の認定を受けた人(認定を受けようとするときは届け 出が必要) に交付されます。

現在の保険証【薄い青色】の有効期限は令和5年7月31 日なので、8月1日からは7月中に送付する新しい保険証 【薄い赤色】を使用ください。



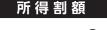
令和 5 年度の保険料額が決定

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」 の合計です。令和5年度の保険料は、以下のように計算することが決まりました。

年間保険料

(100円未満切捨て) 上限額 66万円

均等割額 + 46.023円



被保険者の所得※2 ×8.90%

- 世帯の所得等により、軽減される場合があります。
- 前年の所得 基礎控除額(43万円) 注:合計所得金額が2,400万円を超える人は、基礎控除額が少なく なります。
- ※ 5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になった人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険 料額決定通知書|を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので確認ください。

保険料の納め方

①年金から支払う「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の 2分の1を超えない場合は、年金からの支払いとなります。なお、口座振替(普通徴収)による支払いに変 更できます。

②口座振替や納付書で支払う「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない人は、市から送付される納付書や、口座振替(指定口座から自動的に引落し) による支払いとなります。

保険料の軽減措置

①保険料「均等割額」の軽減

保険料の均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和 4 年中の総所得金額等の合計額							
7割軽減	基礎控除額(43万円) + 10万円×(給与所得者等の数- 1)以下							
5割軽減	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×被保険者数以下							
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)+53.5万円×被保険者数以下							

- ※「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合 に計算し、軽減の基準となります。
- ※給与所得者等とは、一定の給与所得がある人(給与収入55万円超)または公的年金等に係る所得がある人 (公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える人または65歳未満で60万円を超える人)をいいます。

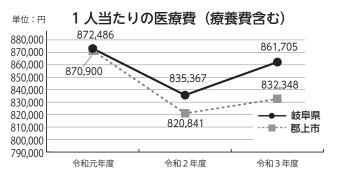
②被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り、5割軽減となります。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康 保険や国民健康保険組合は含まれません。

郡上市の後期高齢者医療の現状

郡上市の令和3年度の1人当たり医療費(合計)は832,348円で、岐阜県の平均861,705円を下回り、岐阜県内で25番目となっています。そのうち、入院にかかる医療費は県内3番目と低い状況です。これは、医療費の3要素の1つである「受診率」が影響していると考えられます。次表より、郡上市の入院にかかる受診率は県内で1番高く、入院外にかかる受診率は県内で1番高く、入院外にかかる受診率は県内で1番低いことがわかります。



※1人当たり医療費

= 受診率 × 1件当たり日数 × 1日当たり医療費 ※受診率=レセプト件数/加入者数

医療費の3要素と県内比較

令和3年度		受診率(件/100)		1件当たり日数(日)		1日当たり医療費(円)		1人当たり医療費(円)	
入院	郡上市	92.16	1番目	17.6	5番目	26,912	41番目	436,514	3番目
	岐阜県平均	61.66		16.01		38,030		375,426	
入院外	郡上市	1,232.10	42番目	1.62	29番目	10,419	23番目	207,959	37番目
	岐阜県平均	1,522.39		1.7		10,582		273,861	

ぎふ・さわやか口腔健診 ~口は体の玄関! 口の健康は体の健康!~



後期高齢者医療制度に加入されている人を対象とした「ぎふ・さわやか口腔健診」を実施しています。受診を希望される人は、後期高齢者医療被保険者証を持参のうえ、次の市内歯科医院へ直接申込みください。

期間 令和5年5月~令和6年2月

(※2月の診療最終日まで)

費用 自己負担金300円

(※舌や飲み込む力の実測検査をしない場合は200円)

【八幡】白木屋歯科医院 67-1166 筧歯科医院 65-3188 はるこま歯科医院 65-6612 畑佐歯科医院 65-2533 俊歯科医院 66-0186

【大和】岩谷歯科医院 88-4155 さくら歯科医院 88-1108

【白鳥】曽我歯科医院 82-4788 田代歯科医院 82-2230 ジュン歯科クリニック 67-9407

中村歯科医院 82-4262 西村歯科医院 82-4433

【美並】太田歯科医院 79-3771 【和良】国保和良歯科診療所 77-4008

※年度末年齢40・50・60・70歳の人は「歯周病検診」の対象となります。詳しくは、大和保健福祉センターやまつつじ (88-4511) までお問い合わせください。

固 健康福祉部保険年金課 67-1822